



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ・インド厳選株式ファンド

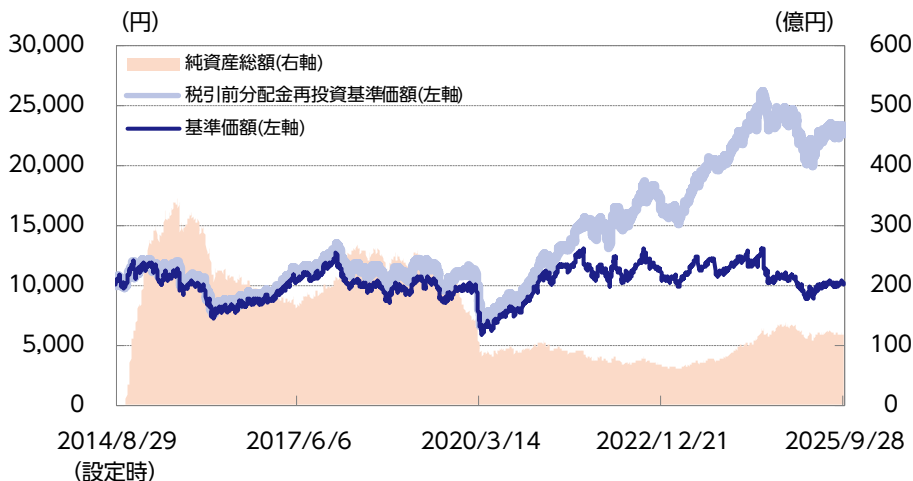
追加型投信／海外／株式

マンスリーレポート
2025年9月末現在



運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額および純資産総額

基準価額	9,989円
前月末比	85円
純資産総額	116億円

分配の推移（1万口当り、税引前）

第38期	2024年01月	100円
第39期	2024年04月	1,000円
第40期	2024年07月	1,500円
第41期	2024年10月	0円
第42期	2025年01月	0円
第43期	2025年04月	0円
第44期	2025年07月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計額		9,700円

基準価額の騰落率（税引前分配金再投資）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.9%	- 2.2%	3.7%	- 6.4%	32.5%	126.0%

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。

※ファンド騰落率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

ファンドの状況

流動性の低い銘柄等、投資不適格銘柄を排除した上で、徹底した調査・分析に基づくバリュエーション（企業の利益・資産など、本来の企業価値と比較して、相対的な株価の割高・割安を判断する指標）評価により、業種配分、リスクコントロールの観点から、組入銘柄・組入比率を決定した上で、ポートフォリオを構築しています。なお、インド株式市場に関する調査・分析等については、ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントからの助言を受け、ファンドの運用に活用しています。

当月の基準価額は上昇しました。

当月は、保有銘柄の株価上昇を受けて、基準価額は上昇しました。業種別では、物品サービス税（GST）の引き下げによる自動車などへの需要喚起の期待に伴い消費者向けローンを中心に行う企業が物色されたことから、「金融」セクターが最もプラスに寄与しました。個別銘柄では、インドを代表するノンバンク金融会社であるバジャジ・ファイナンスが最もプラスに寄与しました。上記の金融セクターが上昇したことなどにより、株価が上昇しました。

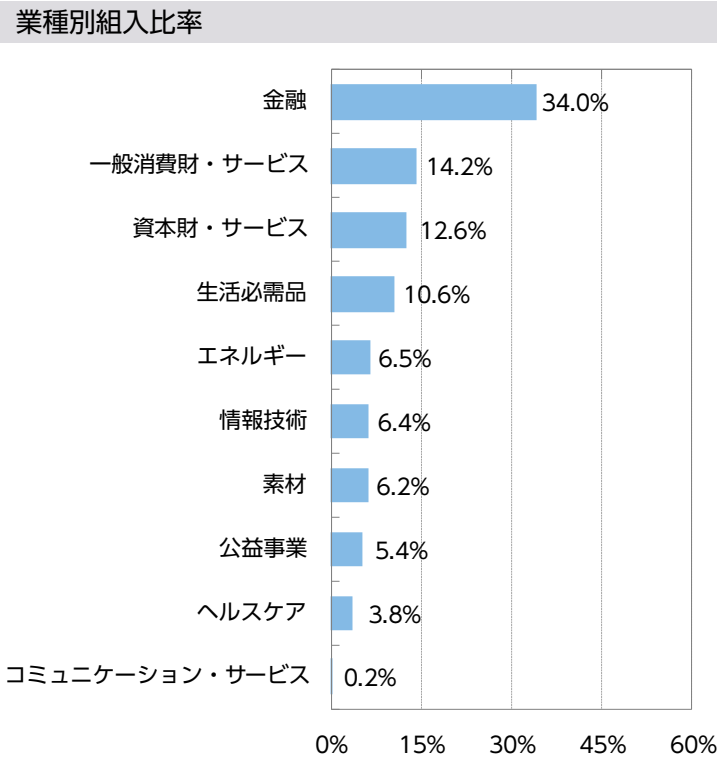
マザーファンドの状況

組入比率	
株式等	96.0%
現金、その他	4.0%

※対純資産総額比

時価総額別組入比率	
大型	95.8%
中型	4.2%
小型	—

※対組入株式等評価額比
※時価総額50億ドル以上を大型、3億ドル以上50億ドル未満を中型、3億ドル未満を小型としています。



※業種はGICS分類（セクター）によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。以下同じです。
※対組入株式等評価額比

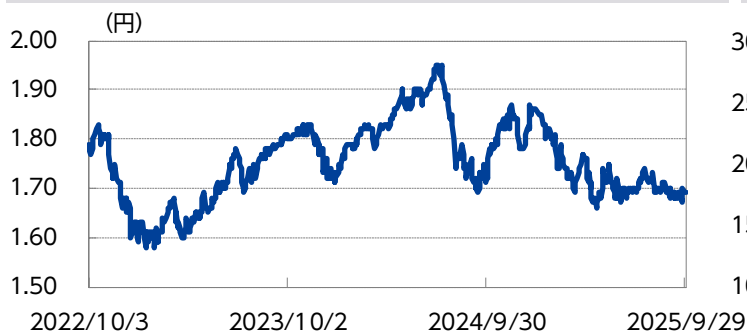
組入上位10銘柄 (銘柄数：66)

	銘柄	業種	比率
1	HDFC銀行	金融	8.7%
2	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	6.5%
3	ICICI銀行	金融	5.3%
4	インドステイト銀行	金融	4.6%
5	アクシス銀行	金融	4.4%
6	ラーセン&トッブロ	資本財・サービス	3.9%
7	ITC	生活必需品	3.5%
8	バジャジ・ファイナンス	金融	3.4%
9	GEベルノバT&Dインドア	資本財・サービス	3.4%
10	ヒンドゥスタン・ユニリーバ	生活必需品	2.6%

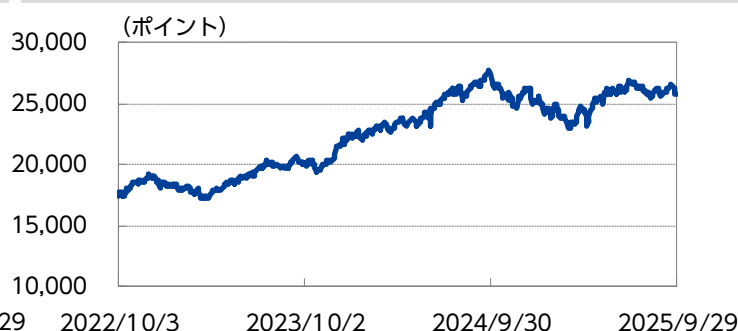
※対組入株式等評価額比

マーケットの状況

為替（インドルピー・円レート）の推移（直近3年間）



B S E 100種指数の推移（直近3年間）



※対顧客電信売買相場仲値のデータをもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

※ブルームバーグのデータをもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

当月の市況動向

インド株式市場は、米国の高度な外国人技術者向けの就労ビザ（査証）「H1B」にかかる手数料の引き上げや関税方針が重荷となったものの、米国の利下げや、GST引き下げによるインフレ低下を受けた国内利下げ期待の高まり、GST引き下げによる消費需要喚起への期待、米印貿易協議が前向きに進展していること、米国の空売り投資家の主張したアダニ・グループに対する不正行為疑惑をインドの規制当局が退けたことなどを受け、上昇しました。

米国の空売り投資家の主張したアダニ・グループに対する不正行為疑惑をインドの規制当局が退けたことを受け、関連企業の株価が上昇したことから、公益事業セクターが上昇をけん引しました。また、インド政府による防衛刷新策の発表を背景に防衛関連銘柄が物色されたことなどから、資本財・サービスセクターも上昇しました。一方で、トランプ米大統領が高度な外国人技術者向けの就労ビザ「H1B」に高額手数料を課すと決めたことで情報技術セクター、同じくトランプ米大統領が海外から輸入する医薬品に10月1日から100%の追加関税をかけると表明したことでヘルスケアセクターが下落しました。外国人投資家の資金フローは、3ヵ月連続の売り越しとなりました。

為替市場では、インドルピーは対米ドルで下落しました。上旬は、米国によるインドへの高関税が嫌気されインドルピーは軟調な推移となりました。中旬には、米国の利下げ観測の強まりや米印貿易交渉への楽観などからインドルピーが一時的に上昇する場面もありましたが、下旬には、米国が一部の就労ビザの申請に高額な手数料を課することを決定し、対象のビザを利用するインドのハイテク企業への影響が懸念されたことから、インドルピーは大きく下落しました。その後、インド準備銀行（RBI：中央銀行）の為替介入とみられる動きから月末にかけては横ばい推移となりました。また、円は対米ドルで下落しました。上旬は、石破首相の退陣表明による政局不安などから円が下落する場面もありましたが、軟調な米国の雇用関連指標が続いたこと等から徐々に円高・米ドル安となりました。その後も米連邦公開市場委員会（FOMC）での利下げ観測が強まる中で米ドルが下落する展開となりました。FOMCで利下げが決定された後は、パウエル米連邦準備制度理事会（FRB）議長の記者会見での発言が今後の利下げに慎重なスタンスであると受け止められたことなどから、米ドルが上昇しました。米国の4-6月期実質国内総生産（GDP）確報値などの指標が上振れたことも米ドル買いの要因となりました。インドルピーおよび円がともに対米ドルで下落となり、その下落幅もおおむね同程度であったため、インドルピーは対円で横ばいとなりました。

今後の見通しと運用方針

トランプ米大統領は、専門技能を持つ外国人労働者向け就労ビザ「H1B」の取得費用を年間10万ドルへ大幅に引き上げる大統領令に署名しました。また、米国外への業務委託（アウトソーシング）の支払いに25%の税を課すことを盛り込んだ法律も米議会で検討されています。米国の2024年度の「H1B」ビザ取得者の70%以上をインド人が占めており、インドのサービス輸出においても米国向けソフトウェアサービスが高い割合を占めています。今回の措置は、インドのIT（情報技術）企業の業績に大きな影響が見込まれています。マクロ経済の視点では短期的には影響はわずかであり、国内需要喚起などで対処可能とみられるものの、米国の貿易および移民政策は、特にアウトソーシングの支払いに関する法律が成立する場合、インドの経済成長に中期的なリスクをもたらす可能性があります。インドはこれらの影響を緩和するために、的を絞った輸出支援策（関税還付の拡充、金利負担の軽減支援、信用枠供与）の実施や、輸出先の多様化推進を積極的に進める見込みで、インドは米国との関係変化に対する対応を進めている状況です。インドは戦略的自主性を保ちながら、多極的連携を図る外交政策へとシフトする可能性が高いとみられています。中長期的には、経済成長と財政安定のバランスが取られたモディ政権3期目の経済・財政政策や、インドの製造業の高度化やグローバルバリューチェーン（製品・サービスを市場に持ってくる上で不可欠な、国境を越えた活動および調達）への統合推進など供給側の改革などから、インドの経済ファンダメンタルズ（基礎的条件）が堅調であることに変わりはないと判断していますが、当面は注意が必要と考えています。

世界的に政治情勢が不透明な様相は継続しており、金融市場では神経質な展開が予想され、かじ取りの難しい外部環境が続いています。引き続き金融市場におけるセンチメント（市場心理）の振れ幅が大きくなりやすいことが予想され、過度な楽観には特に注意が必要と判断しており、株式のバリュエーションに留意しつつ、個々の企業業績を中心としたファンダメンタルズに着目した物色やセクターローテーション（景気の局面ごとに有望な業種別銘柄群に投資対象を切り替えていく戦略）の激しい動きが続く可能性が想定されます。

引き続きインド株式への投資の観点においては、世界経済をけん引できる経済のファンダメンタルズがインドにあることを重視すべきだと考えています。インド経済の力強い原動力は、人口動態・大量消費市場の拡大・金融サービス市場の近代化・豊富なIT活用の土壌にあります。特に今の環境下でそれを支える重要なITやヘルスケアの土台がインドにはあり、それがモディ首相の全方位での経済外交推進や地道な経済改革姿勢、継続的な銀行・税制改革、インフラ整備の加速などから軌道に乗ってきており、中長期的にインドへの資金流入が見込まれるというメインシナリオを維持したいと考えています。

このような環境認識のもとで、インドの株式の中から株価上昇が期待される銘柄に厳選して投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

運用体制

原則作成基準日時点で入手しうる情報に基づきます。

2025年6月30日時点

運用責任者	三国 公靖※
経験年数	36年
運用担当部	株式運用部

※当ファンドの運用は三国公靖氏を運用責任者とするチームにて運営しております。

ファンドの特色

- ①インドの株式の中から、株価上昇が期待される銘柄に厳選して投資を行います。
 - ②ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントからインド株式市場に関する調査・分析等の助言を受け、ファンドの運用に活用します。
 - ③原則として為替ヘッジ*は行いません。
- ※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- インドの株式投資に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・ファンドが実質的な投資対象とするインドの金融商品取引所で取引されている株式は、インド特有の税制により課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます）による株式の売却益に対しキャピタル・ゲイン税等が課されるため、ファンドの換金等により大量の株式売却が生じる場合には、税負担により基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
 - また、インドの株式には、外国機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。したがって、当該銘柄の保有比率の状況によっては、ファンドの運用に制約を受ける場合があります。
 - なお、これらの税制・制度等は、将来、変更される場合があります。
- インド・ルピーの為替取引にあたっては、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFとは、対象通貨を用いた受渡しを行わず、主に米ドル等による差金決済を相対で行う取引のことをいいます。
- NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。このため、ファンドの基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものより大きくかい離する場合があります。また、当該取引において、その取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと（債務不履行）が生じる可能性があります。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
- これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

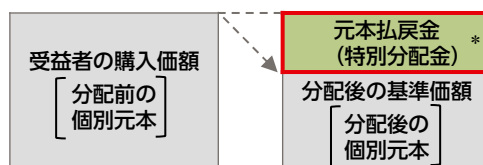
！上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	インドのボンベイ証券取引所、インドのナショナル証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。 海外休日カレンダー： https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg22
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	1・4・7・10月の各15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
その他	信託期間	2044年1月15日まで（設定日：2014年8月29日）
	繰上償還	委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

! ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.85%（税抜3.5%） を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎 日	運用管理費用（信 託 報 酬）	ファンドの純資産総額に 年率1.925%（税抜1.75%） をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。
	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。
随 時	その他の費用・手数料	組入有効証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

- ❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
- ❗ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	ホームページ https://www.nam.co.jp/
三菱UFJ信託銀行株式会社	

ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取 扱 販 売 会 社 名	金融商品 取引業者	登録金融 機関	登 録 番 号	日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業 協会
今村証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第3号	○	○		
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社(※1)	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第169号	○			
南都まほろば証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第25号	○			
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
丸三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第167号	○	○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
momomo証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引 業者 株式会社SBI証券）		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引 業者 マネックス証券株式会社）		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社但馬銀行(※2)		○	近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社南都銀行		○	近畿財務局長(登金)第15号	○			

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

(※2)インターネットのみのお取扱いとなります。